

平成 25 年度岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程【2月募集】入学試験問題

講 座	法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策、 地域公共政策コース
専門科目	情報法

Y 大学（私立大学）では、A 国の B 大統領の来日の機会に、B の講演会を Y 大学内で開催することにした。そして、講演会参加希望者には、講演会の 10 日前までに Y 大学の学生課窓口で、名簿様式に学籍番号、氏名、住所及び電話番号（以下「4 情報」という。）を記入するよう求めた。Y 大学の学生 X は、名簿様式に 4 情報を記入した。

警察は、講演会の 15 日前に、警備の必要から、Y 大学に対し、講演会の参加者名簿ができたなら速やかに提出するよう求め、Y 大学は、講演会の 8 日前に、参加者名簿を警察に提出することを参加者に知らせずに提出した。

X は、Y 大学が X に無断で自己の 4 情報を書いた名簿を警察に提出したのはプライバシー侵害に当たるとして、Y 大学に対し損害賠償請求をした。

Y 大学は、次のような理由から、損害賠償責任はないと主張した。①4 情報は、秘匿の必要性が低く、プライバシー情報に含まれない。②警備の重要性を考えれば、名簿提出は当然である。③名簿を提出したことにより、X において、警察に呼び出されるなどの具体的被害は生じていない。

（1）Y 大学が、X に無断で X の 4 情報を書いた名簿を警察に提出したことは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に違反しているかどうか、説明しなさい。（提出した名簿は、参加者を学籍番号順に整理したもので、個人情報保護法第 2 条第 4 項の「個人データ」に該当するものであったとする。）

（2）X の立場に立って、Y 大学の名簿提出がなぜプライバシー侵害に当たるか、また、なぜ損害賠償責任があるのかについて、法的根拠を示して主張しなさい。

以上